

環境省告示第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年環境省令第 号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第 三十五号）第一条第二項及び第四項並びに第一条の二第十五項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成十二年一月厚生省告示第四号）の一部を次のように改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年環境省令第 号）の施行の日から適用する。

平成 年 月 日

環境大臣 大塚 珠代

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成十二年一月厚生省告示第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第四項並びに第一条の二第十五項の規定に基づき環境大臣が定める方法

本則中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条第二項及び第一条の二第十三項」を「規則第一条第四項及び第一条の二第十五項」に改め、「第一号」を「第二号」に改め、本則に第一号として次の一号を加える。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第一条第二項の環境大臣が定める方法は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年厚生省告示第百九十四号）第一号に定める方法とする。